

平成27年度の送配電部門の収支について

平成28年7月

 北陸電力株式会社

## 目 次

平成27年度の送配電部門の収支について・・・1

### 【電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類】

- ・第1表 部門共通費用帰属明細表・・・2
- ・第2表 社内取引明細表・・・3～4
- ・第3表 設備別費用明細表・・・5
- ・第4表 送配電部門収支計算書・・・6
- ・第5表 固定資産明細表・・・7～8
- ・第6表 共用固定資産帰属明細表・・・9
- ・第7表 超過利潤計算書・・・10
- ・第8表 超過利潤累積額管理表・・・11
- ・第9表 特定設備投資額明細表・・・12
- ・第10表 内部留保相当額管理表・・・13
- ・第11表 乖離率計算書・・・14

### 【電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書】

- ・独立監査人の監査報告書・・・15～16

## ■平成27年度の送配電部門の収支について

平成27年度の送配電部門の収支について、電気事業法第24条の5及び電気事業託送供給等収支計算規則に基づき算定した結果、当期純利益は79億円となりました。料金原価と平成27年度実績との差額である超過利潤（又は欠損）については、15億円の欠損となりました。

これは、経費全般の効率化により費用の削減に努めたものの、気温影響や節電などによる需要の減少により収入が減少したことによるものです。

今後も流通設備への設備投資の増加が見込まれる中、安全最優先を大前提とし、効率的な設備保守・運用や調達への取組みにより、託送費用の抑制に努めてまいります。

### ○送配電部門収支

項 目	金額（億円）
営業損益	165
営業外損益	△54
特別損益	-
税引前当期純利益	111
法人税等	31
当期純利益	79

### ○超過利潤（又は欠損）

項 目	金額（億円）
当期純利益	79
事業報酬額 ①	148
追加事業報酬額 ②	-
財務費用（株式交付費、株式交付費償却、 社債発行費及び社債発行費償却を除く。）③	58
財務収益（預金利息を除く。）④	4
事業外損益 ⑤	0
特別損益 ⑥	-
その他調整額 ⑦	△0
超過利潤額（又は欠損額） （当期純利益-①-②+③-④-⑤-⑥-⑦）	△15

※ 金額：億円未満の端数を切捨て表示。

### <参考> 流通設備投資額（億円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
213	207	233

### ○電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類

- ・第1表 部門共通費用帰属明細表
- ・第2表 社内取引明細表
- ・第3表 設備別費用明細表
- ・第4表 送配電部門収支計算書
- ・第5表 固定資産明細表
- ・第6表 共用固定資産帰属明細表
- ・第7表 超過利潤計算書
- ・第8表 超過利潤累積額管理表
- ・第9表 特定設備投資額明細表
- ・第10表 内部留保相当額管理表
- ・第11表 乖離率計算書

### ○電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書

- ・独立監査人の監査報告書

様式第1（第2条関係）

第1表

部門共通費用帰属明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

（単位 百万円）

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	163	55	39	107	82	448
給料手当	1,946	825	507	1,626	1,029	5,935
給料手当振替額（貸方）	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0	Δ2
退職給与金	Δ113	Δ39	Δ27	Δ75	Δ57	Δ313
厚生費	496	210	129	414	262	1,514
雑給	207	71	50	136	105	571
消耗品費	203	69	49	134	103	561
修繕費	213	107	55	269	373	1,020
補償費	0	1	0	0	0	2
貸借料	318	159	83	401	403	1,366
委託費	992	498	259	1,251	1,018	4,021
損害保険料	4	0	0	0	-	4
普及開発関係費	795	78	41	126	54	1,095
養成費	299	48	39	90	63	540
研究費	195	315	1	310	239	1,062
諸費	974	430	237	643	493	2,779
固定資産税	103	51	27	130	147	460
雑税	158	20	16	39	43	278
減価償却費	511	257	133	645	1,140	2,689
固定資産除却費	28	14	7	35	313	399
建設分担関連費振替額（貸方）	Δ153	-	-	-	-	Δ153
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	Δ1	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0	Δ2
合計	7,344	3,177	1,652	6,290	5,816	24,282

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## 第2表

## 社内取引明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

## 1. 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	9,649	基準託送供給料金相当額等取引収益	145,571
アンシラリーサービス取引費用	3,299	接続検討料相当額取引収益	0
振替損失調整額取引費用	9	変更賦課金相当額取引収益	-
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	1,468		
合計	14,426	合計	145,572

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

## 2. 項目別明細表

## (1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	127,293
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	9,427
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	128
予備送電サービス料金相当額取引収益	622
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	Δ1,516
変動範囲内発電相当額取引収益	9,596
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	0
他社購入電源費取引収益	18
合計	145,571

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

## (2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	0

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

## (3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

## (4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	9,624
地帯間販売電源料取引費用	0
他社販売電源料取引費用	24
近接性評価割引額取引費用	△0
合 計	9,649

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## (5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	4
基準託送供給料金相当額対応分	3,294
合 計	3,299

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## (6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	9

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## (7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	1
基準託送供給料金相当額対応分	1,466
合 計	1,468

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給与	55	39	90	18	39		243
給料手当振替額(貸方)	4,338	2,985	6,939	1,435	3,044		18,742
退職給与金	Δ41	Δ48	Δ69	Δ13	Δ28		Δ201
厚生費	868	597	1,376	277	594		3,714
委託費	-	-	-	-	1,232		1,232
委託費	-	-	-	-	176		176
雑費	237	114	319	62	136		871
消耗品費	227	88	570	99	314		1,299
修繕費	4,649	3,020	12,163	202	6,106		26,142
補償費	902	2	660	0	0		1,566
賃借料	468	179	2,283	109	86		3,127
託送料	656	-	1	-	-		658
事業者間精算費	114	-	-	-	-		114
委託費	1,828	3	3,312	605	2,992		8,742
損害保険料	0	5	2	-	-		8
普及開発関係費	78	41	105	-	20		245
養成費	48	39	75	15	30		208
研究費	315	1	260	72	105		755
諸費	687	289	820	186	700		2,683
固定資産税	1,911	1,070	2,204	68	245		5,500
雑税	27	36	42	11	131		248
減価償却費	11,123	6,616	5,945	706	712		25,103
固定資産除却費	1,786	1,021	1,233	263	130		4,434
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-		-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-		-
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)						0	0
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						8	8
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)						18	18
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						1	1
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-		-
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0		Δ0
電源開発促進税						10,348	10,348
事業税						1,572	1,572
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						Δ5	Δ5
社内取引費用						14,426	14,426
合計	30,246	16,076	38,275	4,109	16,742	26,372	131,823

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## 送配電部門収支計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	131,823	営業収益	148,352
送電費	30,246	地帯間販売電源料	0
変電費	16,076	地帯間販売送電料	153
配電費	38,275	他社販売電源料	33
地帯間購入電源費	0	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	8	託送収益	1,328
他社購入電源費	18	接続供給託送収益	223
他社購入送電費	1	(変動範囲内発電収益)	(19)
ネットワーク給電費用	4,109	(変動範囲外発電収益)	(24)
需要家費用	16,742	その他託送収益	1,104
電源開発促進税	10,348	事業者間精算収益	52
事業税	1,572	電気事業雑収益	1,096
開発費	-	遅収加算料金	115
開発費償却	-	社内取引収益	145,572
電力費振替勘定(貸方)	△5	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(9,596)
社内取引費用	14,426	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(9,624)		
営業利益(又は営業損失)	16,529		
営業外費用	6,275	営業外収益	854
財務費用	5,959	財務収益	491
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(42)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(129)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	316	事業外収益	363
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	11,108		
法人税等	3,198		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	7,910		

(注) 1. 送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

2. 託送供給等収支配分基準

一般電気事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額

(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項



固定資産明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首				期 中				期 末			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	
送電設備	473,934	14,921	292,131	166,881 (166,880)	4,139	Δ38	9,329	478,073	14,883	301,460	161,729 (161,729)	
土地	17,501	2,217	-	15,283 (15,283)	137	30	-	17,638	2,248	-	15,390 (15,390)	
建物	405	-	234	171 (171)	Δ0	-	11	405	-	245	159 (159)	
構築物	376,091	8,855	243,549	123,685 (123,685)	3,017	Δ65	6,777	379,108	8,790	250,326	119,991 (119,991)	
機械装置	40,026	101	29,889	10,034 (10,034)	747	0	726	40,773	102	30,616	10,054 (10,054)	
備品	930	-	791	139 (139)	77	-	25	1,007	-	816	190 (190)	
リース資産	3	-	1	1 (1)	-	-	0	3	-	2	0 (0)	
資産除去債務 相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)	
無形固定資産	38,976	3,745	17,664	17,565 (17,565)	159	Δ3	1,787	39,136	3,742	19,452	15,941 (15,941)	
変電設備	328,601	3,461	237,170	87,969 (87,969)	1,241	157	1,533	329,843	3,619	238,704	87,520 (87,520)	
土地	27,537	2,459	-	25,078 (25,078)	3	4	-	27,541	2,464	-	25,076 (25,076)	
建物	14,605	187	10,353	4,064 (4,064)	76	-	233	14,681	187	10,587	3,907 (3,907)	
構築物	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)	
機械装置	285,095	815	225,842	58,437 (58,437)	1,094	152	1,254	286,189	967	227,097	58,124 (58,124)	
備品	1,038	-	889	148 (148)	68	-	48	1,106	-	937	168 (168)	
リース資産	14	-	10	4 (4)	Δ0	-	Δ3	14	-	6	7 (7)	
資産除去債務 相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)	
無形固定資産	309	-	74	235 (235)	0	-	0	309	-	74	234 (234)	
配電設備	398,267	9,387	234,523	154,356 (154,353)	4,651	111	4,332	402,919	9,499	238,856	154,562 (154,560)	
土地	766	348	-	418 (418)	Δ98	Δ96	-	668	251	-	416 (416)	
建物	1,063	-	559	503 (503)	-	-	42	1,063	-	602	461 (461)	
構築物	366,096	9,015	212,917	144,163 (144,161)	3,293	208	3,866	369,390	9,224	216,784	143,381 (143,379)	
機械装置	25,916	18	17,189	8,708 (8,708)	1,538	-	501	27,454	18	17,690	9,746 (9,746)	
備品	3,663	5	3,306	352 (352)	Δ86	-	Δ92	3,577	5	3,214	357 (357)	
リース資産	49	-	34	15 (15)	Δ5	-	Δ8	44	-	26	18 (18)	
資産除去債務 相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)	
無形固定資産	711	0	516	194 (194)	9	-	23	720	0	539	180 (180)	
建設仮勘定	5,540	-	-	5,540 (5,540)	2,230	-	-	7,770	-	-	7,770 (7,770)	
送電設備	2,813	-	-	2,813 (2,813)	1,965	-	-	4,779	-	-	4,779 (4,779)	
変電設備	244	-	-	244 (244)	345	-	-	589	-	-	589 (589)	
配電設備	2,483	-	-	2,483 (2,483)	Δ81	-	-	2,402	-	-	2,402 (2,402)	
合 計	1,206,344	27,770	763,826	414,747 (414,744)	12,262	230	15,195	1,218,607	28,001	779,021	411,584 (411,580)	

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

(単位 百万円)

	期 中 増 加		期 中 減 少	
	件 名	金 額	件 名	金 額
送電設備	白峰線鉄塔建替(No. 1~No. 5)	320	朝日線撤去	476
	北金沢線電線張替(No. 116~No. 999)	236	北金沢線一部電線撤去(No. 116~No. 999)	123
	室牧線鉄塔建替(No. 4~No. 10)	234		
変電設備	新福井変電所連系用変圧器増設	618	新福井変電所連系用変圧器撤去	726
	和泉変電所常用化	461	新富山変電所連系用変圧器撤去	522
	新富山変電所連系用変圧器増設	435		

- (記載注意)
- 帳簿価額の( )内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。
  - 期首残高の帳簿価額の( )内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の( )内の値を記載すること。
  - 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
    - 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
    - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
    - 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨
    - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
  - 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

## (2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
送電設備	47,955	239	35,208	12,507	134	△42	654	48,089	196	35,862	12,030
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	269	6	158	104	△0	△0	0	268	6	159	103
建設仮勘定	212	-	-	212	144	-	-	357	-	-	357
送電設備	210	-	-	210	144	-	-	355	-	-	355
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	1	-	-	1	△0	-	-	1	-	-	1
合 計	48,437	245	35,366	12,824	278	△42	655	48,715	202	36,021	12,490

(記載注意)

- 1 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産（建設仮勘定を除く。）に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共用固定資産帰属明細表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳 簿 価 額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	3,630	3,542	各部門業務用建物床面積比等
	変電費対応分	1,921	1,843	
	配電費対応分	8,254	8,100	
	ネットワーク給電費用対応分	4,642	5,003	
	需要家費用対応分	2,495	2,293	
建設仮勘定		682	692	
業務設備	送電費対応分	118	118	業務設備比 (送電費対応分～需要家費用対応分)
	変電費対応分	62	61	
	配電費対応分	269	269	
	ネットワーク給電費用対応分	151	166	
	需要家費用対応分	81	76	
合 計		21,627	21,476	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
業務設備	110,975	4,804	74,035	32,134	Δ1,426	Δ7	Δ1,020	109,548	4,797	73,014	31,736
建設仮勘定	1,049	-	-	1,049	8	-	-	1,057	-	-	1,057
業務設備	1,049	-	-	1,049	8	-	-	1,057	-	-	1,057
合 計	112,024	4,804	74,035	33,184	Δ1,418	Δ7	Δ1,020	110,606	4,797	73,014	32,794

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

## 超過利潤計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）（①）	7,910
送配電部門の事業報酬額（②）	14,844
追加事業報酬額（③）	-
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）（④）	5,829
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）（⑤）	449
送配電部門の事業外損益（⑥）	47
送配電部門の特別損益（⑦）	-
その他の調整額（⑬＝⑧＋⑨＋⑩＋⑪－⑫）	△21
料金収入比乖離額（⑧）	67
費用比乖離額（⑨）	77
変動範囲外発電料金取引損益（⑩）	16
振替供給に伴う補給電力料金取引損益（⑪）	9
法人税補正額（⑫）	192
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑭＝①－②－③＋④－⑤－⑥－⑦－⑬）	△1,580
うち想定原価と実績費用との乖離額	332

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1. 及び2. により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料（遅収加算料金を除く。）、電力料（遅収加算料金を除く。）及び託送収益（接続供給託送収益に限る。）の合計額に占める託送収益（基準接続供給収益（太陽光発電促進付加金を除く。）に限る。）及び3.(1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。）を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1. 及び2. により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第8表

## 超過利潤累積額管理表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）	0 (0)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）	Δ1,580 (332)	
還元額（③）	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④=①+②-③） （うち当期乖離額累積額）（⑨=⑦+⑧）	0 (0)	
一定水準額（⑤）	13,927	平均帳簿価額 422,056百万円 事業報酬率 3.3%
一定水準超過額（⑥=④-⑤）	0	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条1項の規定により設定した料金を実施する場合及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「附則託送算定規則」という。）附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において附則託送算定規則附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において附則託送算定規則附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産（電源線に係るものを除く。）の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下この表において「平均帳簿価額」という。）に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

特定設備投資額明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 4～No. 9)		
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 56～No. 63)		
敦賀火力	福井県敦賀市		
新富山	富山県射水市		
新福井	福井県坂井市		
東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
東京中部間直流連系設備関連 (中部電力分) ①飛騨分岐線 ②飛騨変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No. 115～飛騨変換所 ②岐阜県高山市		
合 計		1,136	4,207

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第10表

内部留保相当額管理表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期内部留保相当額 (①)	5,542	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	△1,580	
還元額 (③)	-	
変動範囲外発電料金取引損益 (④)	16	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益 (⑤)	9	
当期特定設備投資額 (⑥)	1,136	
当期内部留保相当額 (⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	2,850	還元義務額残高なし

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
  - 2 還元義務額残高 (この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。) を、備考欄に記載すること。
- 注1 該当すべき項目がないときは、記載を省略することができる。
- 2 営業収益の額が千億円を超える事業者は、「(単位 千円)」を「(単位 百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

## 乖離率計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

## 1 乖離率（補正前）

項 目	値	備 考
想定原価（百万円）（①）	137,869	
想定需要量（百万kWh）（②）	28,682	
想定単価（円/kWh）（③＝①/②）	4.81	
実績費用（百万円）（④）	137,537	
実績需要量（百万kWh）（⑤）	27,516	
実績単価（円/kWh）（⑥＝④/⑤）	5.00	
乖離率（％）（（⑥/③－1）×100）	3.95%	

想定原価及び想定需要量は、平成19年10月から平成20年9月までの1年の合計とした。

実績原価及び実績需要量は、平成27年4月から平成28年3月までの1年の合計とした。

(注) 1. 乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価及び想定需要量は、「1.送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成20年1月22日に経済産業大臣に届け出た託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量及び送配電関連原価の合計額を記載している。

(記載注意)

- 1 想定原価は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

## 2 乖離率（補正後）

項 目	値	備 考
補正後実績費用（百万円）（⑦）	137,672	
補正後実績需要量（百万kWh）（⑧）	27,824	
補正後実績単価（円/kWh）（⑨＝⑦/⑧）	4.95	
補正後乖離率（％）（（⑨/③－1）×100）	2.91%	

(注) 1. 記載注意1に係る補正を行う費用項目については、旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則において送電・高圧配電関連可変費として整理されるものとした。

2. 記載注意2に係る補正後実績需要量については、電力広域的運営推進機関の定める「需要想定要領 III.3 気温補正」により補正した量とした。

(記載注意)

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。



# 独立監査人の監査報告書

平成28年7月27日


北陸電力株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

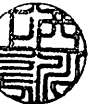
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

白羽龍三 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

田光完治 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

西川正房 

当監査法人は、電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年 経済産業省令第2号）（以下「託送収支計算規則」という。）第3条の規定に基づき、北陸電力株式会社の第92期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表、部門共通費用帰属明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表、乖離率計算書及びそれらの注記について監査を行った。

### 送配電部門収支計算書等に対する経営者の責任

経営者の責任は、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して送配電部門収支計算書等を作成することにある。また、送配電部門収支計算書等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない送配電部門収支計算書等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、送配電部門収支計算書等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による送配電部門収支計算書等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、送配電部門収支計算書等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め送配電部門収支計算書等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、すべての重要な点において、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されているものと認める。

#### 送配電部門収支計算書等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、送配電部門収支計算書等は、北陸電力株式会社が託送収支計算規則第4条の定めにより公表するために、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

北陸電力株式会社は、上記の送配電部門収支計算書等のほかに、平成28年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して平成28年5月13日（会社法監査）及び平成28年6月28日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上